

有害メディアからの未成年者保護 ——『魔人デヴィル』に対する「ドイツ連邦共和国 未成年者有害メディア審査機関」の決定をめぐって¹

畔上 泰治

はじめに

電子技術・機器の発達や普及とともに、未成年者を取り巻くメディア環境は、古典的手段ともいえる書籍やレコードから、インターネットや携帯電話、CD、DVDなどへと大きく変化している。こうした技術的な発展により、個人の私的な領域を公共の領域へと変容させることは著しく容易になった。しかし、そこには不特定多数の人々とのコミュニケーションの可能性の拡大など肯定的な側面だけではなく、匿名の下でその大衆性を利用した反社会的な内容を流布するなど、日常生活にとって悪影響を与える利用方法も含まれていた。近年ドイツにおいては未成年者保護の観点から、こうした新しいメディアを利用した過激なナショナリズムや異文化圏出身者に対する排斥行為の煽動、更にはまた性道徳など教育理念やモラルに反するメディア利用に対する対策が大きな問題となっている。

こうした問題の中のひとつに、日本を起点としたマンガやアニメ、またコンピュータゲームなどに關わる問題がある。即ち、これらのメディア内容に關して、とりわけ性や暴力に関する表現をめぐり、日本とドイツとでは異なる評価がなされる事例も少なからず存在し、販売や貸借などをめぐりその取り扱いには両国において大きな差も生じている。本稿においては、ドイツにおける未成年者保護と有害メディア規制の現状について、前半において「ドイツ連邦共和国未成年者有害メディア審査機関」(Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien) の歴史と活動を例に紹介し、後半においてはこの有害メディア審査機関が日本人マンガ家が描いた『魔人デヴィル』に対して2004年夏に下した有害指定の決定書を分析し、現在のドイツにおいて未成年者保護を目的としたメディア規制が如何に根拠付けられているか、同時にまた日独両国間にある表現規制の相違について考察していくことにする。

第一部 ドイツ連邦共和国未成年者有害メディア審査機関

1.1 歴史

1.1.1 はじめに：現在ボンに置かれている「ドイツ連邦共和国未成年者有害メディア審査機関」(Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien: BPjM)²は、当初「ドイツ連邦共和国未成年者有害文書審査機関」(Bundesprüfstelle für jugendgefährdende

Schriften : BPjS) の名称で内務省下に置かれていたが、その後法律の改正を受けて名称を変更し、また所属する省庁も「ドイツ連邦共和国家族・高齢者・女性および青少年省」(BMFSFJ) へと移されている。この変化には、マスメディアの技術的な発展に応じた形式的な対応だけではなく、そこには審査活動の根本を支える未成年者保護に対する理念の変化も含まれている。即ちそれは、メディアに対する規制を、治安維持を主眼とした取り締まりから、未成年者の健全育成という総合的な政策の一環として位置付けようとする姿勢を表現したものであった。

連邦審査機関の活動の根本には、児童や少年など現在でも成長過程にあって自律した人間としてはいまだに完成していない18歳未満の未成年者に対しては、その発達にとって有害となるメディアは遠ざけるべきであるという考え方がある。こうした配慮の権限は、第一には当該未成年者に対して監督権を有する親などの親権者にあるが、しかし、その実効性の確保は同時にまた「ドイツ連邦共和国基本法第20条に基づき社会的な法治国家として、国に対して求められている行為でもある。

1.1.2 「未成年者有害文書流布に関する法律」：1953年西ドイツの連邦議会は基本法に基づき「未成年者有害文書流布に関する法律」(Gesetz über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften : GjS) を可決した（同年7月14日施行）。未成年者保護を目的とした他の関連法律を補完し、建設的な未成年者保護事業を支援するためのこの法律は、未成年者を有害な文書から保護するために連邦政府機関「ドイツ連邦共和国未成年者有害文書審査機関」(Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Schriften:BPjS) の創設を義務付けていた。BPjSは1954年5月に設立会議を開催し、同年6月15日から活動を開始した。上述の通り、当初この機関は連邦内務省下に置かれていたが、後に「ドイツ連邦共和国少年・家族・女性・健康省」に移された。連邦機関としてのこの審査機関での未成年者保護を目的としたメディア審査においては、書籍や図画などの審査を担当する委員に対して独立性が付与されるなど、裁判官に準じた権限が保証されていた。³

「未成年者有害文書流布に関する法律」(GjS) に対しては、1961年3月に最初の大規模な修正が加えられ、未成年者にとって明らかに有害である文書に対しては、審査機関は通常の12名による委員会での審議に代わり、3名による小委員会での迅速な対応をとることが可能となった（第15条aの新設）。その後は73年の刑法改正に伴うGjS第6条の変更を受けて、裸体画に対する有害性の判断基準が緩和される一方で、逆に暴力を賛美する文書は「未成年者にとって著しく有害である」(schwer jugendgefährdend) と見なされるようになった。

1978年には、審査を市民にいっそう近い存在にするために審査申請権者の範囲が拡大され、それまで各州の最上級少年局に対してのみ認められていた審査申請権が、各州ならびに地域のすべての少年局にも与えられた。これにより申請権を持つ機関の

数はそれまでの 11 から、およそ 500 に増え、更に東西ドイツ統一後にはその数はおよそ 800 になった。それにともない有害審査の申請件数も大幅に増加した。

その後も GjS に対しては多様化するメディアの変遷に対応するために、関連諸法と連携しながら修正が加えられた。それによりとりわけ映像メディアや電子媒体メディアにおける技術的な発展や普及に対応するための対策が施された。即ち、1985 年には GjS は「公共の場における未成年者保護法」(Gesetz zum Schutz der Jugend in der Öffentlichkeit : JSchÖG) との関連から修正され、ビデオメディアへの対応がとられた。これにより公開対象分類指標や上映に関する規定など、すでに映画において適用されていた指標がビデオメディアに対しても拡大されたのである。また、情報・コミュニケーション事業法 (Informations- und Kommunikationsdienste-Gesetz : IuKDG) が施行されたことを受けて GjS も修正され、電子媒体メディア事業 (Teledienste) に対する審査が規定された。更に法律の名称も「未成年者有害文書およびメディアコンテンツの流布に関する法律」(Gesetz über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften und Medieninhalte) と変更された。

1.1.3 「ドイツ連邦共和国未成年者有害メディア審査機関」の誕生：しかし、これらの一連の流れの中での最も大きな変化は、2002 年 7 月 23 日の「未成年者保護法」(Jugendschutzgesetz: JuSchG)⁴ の登場であった。これにより、これまでの「公共の場における未成年者保護法」と「未成年者有害文書およびメディアコンテンツの流布に関する法律」がひとつに統合され、2003 年 4 月 1 日には新たな法律が発効することになった。新たなこの法律では、「審査申請権者」(Antragsberechtigte) とならび多数の「審査提起権者」(Anregungsberechtigte) が設けられた。有害審査における両者の違いの本質は、提出された審査要求に対する審査機関の対応の仕方にあった。連邦審査機関は、有害審査「申請」に対してはつねに審査を実施しなければならないが、他方において連邦審査機関の所長は職権によって、未成年者の保護に役立つと判断する場合には、審査「提起」がなされたメディアに対しても審査を行なうことができるようになった。即ち、前者の場合には必ず審査が実施されるのに対して、後者の場合においては、提出された審査要求に対して連邦審査機関は独自の判断で審査の実施あるいは審査不問の判断を行なうことが可能である。こうして現在では「ドイツ連邦共和国家族・高齢者・女性・青少年省」、州そして地域すべての少年局に有害審査「申請」権が与えられている。また、「提起」権者には、申請権を持たないすべてのドイツ官庁（例えは警察など）や、承認を受けた民間の少年援助団体が含まれている。

未成年者有害文書を審査する連邦の審査機関はこの「未成年者保護法」により、審査対象を「文書」というメディア媒体から、広くメディア全般へと範囲を拡大し、2003 年 4 月 1 日よりその名称を「ドイツ連邦共和国未成年者有害メディア審査機関」と変更した。⁵

1.2 有害性認定の審査

1.2.1 概要：連邦審査機関の主たる任務は、未成年者保護の目的の下で、審査要請を受けたメディアに対する有害性の有無を判断することである。⁶ 連邦審査機関は原則としてすべてのメディアを対象として審査を行なうが、しかし、例えば映画や娯楽ソフトウェア業界の自主規制機関（FSK、USKなど）により、すでに当該メディアに対する公開対象指標が付されているものは審査対象外となる。上述の通り、その審査対象はメディア媒体の技術的発展や普及に応じて変化している。即ち、文書やビデオを中心とした審査から、インターネット、CD・DVD、コンピュータゲームなど新しい技術を用いた媒体に対する審査が次第に増加し、最近においては日本人が描いたコミックやアニメなどに対する審査も行なわれている。

これまでに有害性を認定されたメディアに対しては、その理由として、そこに含まれる過激ないしは反道徳的な性描写が未成年者のモラル形成に対して与える教育上の懸念、残忍な描写や暴力行為が未成年者の精神に対して与える「粗暴化」（verrohend）作用などが挙げられてきた。また戦争や暴力を美化したり、あるいは墮末観するメディアに対する有害性の認定には、日本の青少年保護対策において設けられている以上の厳しい基準で判断がなされている。近年においては、1990年代に急増した、ナチズムを賛美し、特定の民族に対する憎悪や差別を煽るネオナチ等の過激な右派勢力の宣伝活動の手段となっているインターネット掲載物や、CDなどの音声媒体に対する審査要請も増加している。

1.2.2 連邦審査機関の組織

1.2.2.1 概要：現在では、連邦審査機関は「ドイツ連邦共和国家族・高齢者・女性および青少年省」（BMFSFJ）に附置された上級官庁として位置づけられている。審査を担当するその組織はBMFSFJ大臣により3年の任期で任命される所長などの専門職員の他に、各州や諸団体から選出された名誉職委員で構成されている。有害メディア審査においては、各審査委員には、専門的知識に裏打ちされた多元的な観点から独自に判断を下す権限が保証されている。一般に連邦審査機関における審査は12名の委員から成る通常委員会（12er-Gremium）で行なわれるが、未成年者に対する有害性が緊急かつ明白である場合には、3名から成る小委員会（3er-Gremium）で決定を下すことも可能となっている。

1.2.2.2 12名委員会の構成：「申請」あるいは「提起」を受けて審査手続きが開始されると、通常は12名から成る委員会が有害性の判定に当たる。この通常委員会は連邦審査機関の専門職員の中から選ばれた1名の委員長と、以下の8団体の代表者8名、及び州政府により任命された代表者3名からなる審査官で構成され、一月に一度会議を開いている。⁷ 団体選出の陪席審査官はその母体から推薦され、「ドイツ連邦共和国家族・高齢者・女性・青少年省」大臣によって招聘される。その出身母体は以下の

とおりである：

1. 藝術団体
2. 文学団体
3. 書籍商および出版業界
4. 画像および電子媒体メディアのプロバイダー
5. 民間の少年援助団体
6. 公的少年援助団体
7. 教員組合
8. キリスト教団体、ユダヤ教団体、およびその他の宗教団体

1.3 審査手続き

1.3.1 審査「申請」および「提起」：上述の通り、連邦審査機関はラジオ・テレビ放送や「映画業界自主規制」(FSK) あるいは「娯楽ソフトウェア自主規制」(USK) によってすでに公開対象指標を付された映画あるいはコンピュータゲームなどを除き、原則としてあらゆるメディアを対象として未成年者にとっての有害性を判断する。⁸ 特定のメディアに対する有害性認定審査の要請には二つのルートが存在する。即ち、法律により特別に認められている機関により行なわれる「申請」と、一般官庁あるいは認可を受けた民間の少年援助団体により行なわれる「提起」である。これらの「申請」あるいは「提起」はすべて書面により行なわれ、審査対象となるメディアの現物とともに連邦審査機関に提出される。⁹

1.3.2 審査：有害性認定の審査では、原則として事情聴取が行なわれる。即ち、当事者には審査手続き開始の通知が送付され、口頭による非公開審議が行なわれる。手続き当事者は自らの考えを－必要があれば弁護人の援助の下に－述べることができる。審査委員長はこれら当事者の他にもまた、関係する者の参加を求めることができる。上述の通り、特定のメディアに対して有害性を認定するためには、通常の12名委員会での審議の場合には、出席した審査官の三分の二の賛成により、3名の小委員会による審査の場合には、全員一致によって未成年者に対する当該メディアの有害性が認定される。¹⁰ 有害性の認定は、原則として審査対象となったメディアそのものに対して向けられたものであるが、連邦審査機関は、日刊紙や政治雑誌などを除き、週刊誌あるいは電子媒体メディアなど定期的に発行や配信がなされるメディアに対しては、それ以前の1年間に発行や配信されたものが3件以上にわたり有害と認定されている場合には、予めその後の12ヶ月分を未成年者に対する有害メディアとしてリストに掲載することができる。¹¹

ここで注意しておかなければならないのは、連邦審査機関は、審査対象となるメディアに対して有害箇所を個別的に分離し、その他の部分のみに対して一般公開を認めた

り、また、積極的に有害箇所をカットして公開するよう命じることはできないということである。即ち、連邦審査機関により有害性を認定されたメディアは、全体として未成年者に対するその取り扱いが制限されるということである。換言すれば、連邦審査機関により未成年者に対する有害性が認定されたメディアであっても、それを無修正のまま、大人に対して販売や宣伝等を行なうことは依然として認められているということである。これまで連邦審査機関は、こうした状況を挙げて、この審査がドイツ連邦共和国基本法第5条に規定された「検閲の禁止」に反していない根拠としている。

1.4 有害性認定後の措置

1.4.1 未成年者有害メディアリスト：連邦審査機関により有害性が認定されたメディアは、連邦官報（Bundesanzeiger）に毎月一度公示される。¹² これにより未成年者に対する当該メディアの取り扱い制限処分は効力を発する。また連邦審査機関は未成年者保護法に基づき、未成年者に対して有害なメディアに関するリストを作成し、その決定を周知させている。このリストはメディア媒体の種類、即ち「有体物媒体メディア」（Trägermedien）¹³ あるいは「電子媒体メディア」（Telemedien）¹⁴により、更には公開の有無により以下の4つに区分されている：

未 成 年 者 有 害 メ デ イ ア リ ス ト		
リス ト	対 象 メ デ イ ア	備 考
A (公開)	原則としてすべての有体物媒体メディア	
B (公開)	刑法第86, 130, 130a, 131, 184a, 184b条に違反する有体物媒体メディア	このリストに掲載されたものは全面的に流布の禁止（成人体メディアに対する流布も禁止）
C (非公開)	- Aに該当するが、リストでの公開が未成年者保護法の精神にそぐわない場合 - リストDに該当しない、すべての電子媒体メディア	
D (非公開)	リストBに該当するが、リストでの公開が未成年者保護法の精神にそぐわない場合	このリストに掲載されたものは全面的に流布の禁止（成人体に対する流布も禁止）

連邦審査機関は3ヶ月に一度「連邦審査機関アクチュアル」（BPjM-Aktuell）を発行し、未成年者に対し有害と認定されたメディアのリスト（A, B）や、裁判所の決定により押収・没収されたすべてのメディアのリストを掲載している。¹⁵

1.4.2 連邦審査機関の決定の効力：連邦審査機関による審査の結果、未成年者に対する有害性が認定されたメディアは、未成年者保護法第15条により、その販売、宣伝

等に関して大きな制約を受けることになる。¹⁶ 即ち、この決定により未成年者に対する当該メディアの販売や公開、宣伝等の直接的な禁止に加え、それらのメディアを扱う業者に対しては、当該メディアに対して未成年者が「近づく」ことができないよう、また外部から店舗の「中が見えない」ように、独立した空間や出入り口を設けたり、その売場に専任の店員を置くなど、店舗の構造や組織、展示・販売形態等に関する制約が課せられる。¹⁷ これに対する違反は、未成年者保護法第27、28条により处罚される。¹⁸

第二部 『魔人デヴィル』に対するの有害性の認定

2.0. はじめに

連邦審査機関は2004年7月、日本人漫画家Oh!Great(大暮維人)作『魔人デヴィル①』のドイツ語版に対して未成年者に対する有害性を認定し、未成年者有害メディア・リストAに掲載する決定を下した。¹⁹ 同書は日本においては25万部を売り、それに対しては青少年保護の観点からも特別な抗議や訴訟は提起されてはいない。²⁰ 以下においては連邦審査機関のこの決定を分析し、ドイツにおける未成年者保護の取り組みの基本姿勢と表現の自由に対する考え方、更には日本のマンガが引き起こした文化摩擦問題を考察していく。

『魔人デヴィル①』は二つの話から構成されている。

第一話

暴走族のメンバーである主人公テツは、その性格から魔人と呼ばれていた。偶然彼は、殺害され、喰いちぎられた人間の骨を発見する。テツはその犯人であるモンスターと戦い、その血によって彼自身も痛覚の麻痺したモンスターになる。テツは意識が不鮮明な中で、義理の妹里美を暴行する。その後テツは妹のために、普通に死ねる「人間」に戻ろうと願い、それを可能にするモンスターを探し出そうとする。ある日テツはそのモンスターと遭遇するが、その時モンスターから、テツの友人で今では同じく吸血鬼ウィルスに犯されているサトシが、里美を暴行するために家に向かっていると聞かされ激怒し、そのモンスターの顔面を打ち碎く。サトシに襲われた(=串刺にされた)里美を見てテツは激高し、サトシに暴行を加え殺してしまう。そのサトシの体からは矢のような形をした「魔人ウィルス」が抜け出てテツを襲う。テツは瀕死の状態に陥るが、里美の看病により数日後に意識を取り戻す。その姿を見て里美はテツに、自分が如何に彼を好きであるか告白する。

第二話

主人公の少年デコッパ(出虎一八)は、校医でもある叔母から、密かに想いを寄せており同級生葦原萌が妊娠していると聞かされる。叔母はまた、かつて女子生徒が学校のトイレで流産し、それがモンスターであったことを語る。この会話の最中にも別の

生徒が保健室でクモの姿をしたモンスターを生む。それが二人を襲うが、デコッパにより撃退される。この女子生徒は後に、退治されたこのモンスターの父である男に無事に子供を生まなかったことを責められ、顔面を抉り取られ殺されてしまう。ある日デコッパは、新しい男友達ナオヒサとともにいる葦原を見かける。しかし、デコッパはナオヒサがモンスターであることを見抜き、葦原とともにレストランに逃げ込む。そこで二人は無数のクモのモンスターに襲われるが撃退する。その時に、最初は天使の姿をして葦原の傍にいたナオヒサが大きなクモに姿を変え、葦原に、最初のデートの際にすでに彼女の体内にモンスターの卵を植えつけ、今それが生まれようとしていると告げる。しかし、このモンスターも異様な形相の無数の赤ん坊により全身を喰いちぎられ、最後にはモンスター哲^{チヅ}によって踏み殺されてしまう。

2.1 有害性認定審査の申請

2.1.1 はじめに：『魔人デヴィル』に対する審査申請は2004年5月18日に提出され、同年7月6日には決定が下されている。即ち、連邦審査機関は、申請が提起されてからわずかおよそ1ヶ月半という短期間に同書に対する有害性認定審査を済ませ、未成年者有害リストへの掲載を決定したことになる。上述の通り、連邦審査機関は通常は12名による審査を行なうが、有害性が緊急で明白である場合には3名による小委員会で審議・決定を行なうことができる。今回のこの審査も未成年者保護法第23条1項に基づき、3名から成る小委員会で行なわれた。即ち、連邦審査機関副所長を委員長とし、公的青少年援助団体選出委員1名、ならびに映像媒体および電子媒体メディアプロバイダー選出委員1名から成る小委員会において審査され、全員一致により有害認定が行なわれた。

決定書は、まず審査対象となる同書の作者、タイトル、出版年、頁数、価格に関する情報と同書の内容（あらすじ）を載せた後、提出された申請書を要約している。²¹そこからは、本件の審査申請者が『魔人デヴィル①』の如何なる箇所を問題とし、如何なる理由の下に未成年者に対する有害性を見ていたかが分かる。以下においてはまずこの申請理由を検証し、『魔人デヴィル』の何が問題とされていたのかを見ていくことにする。

2.1.2 暴力と性の表現：申請書が、この『魔人デヴィル』の内容を「明らかに未成年者にとって有害である」(offensichtlich jugendgefährdend)と結論付ける根拠として第一に挙げているのは、主人公らがモンスターと戦う詳細な暴力シーンが「このストーリーにとっての本質をなす」(konstitutiv für die Geschichte)要素となり、しかもそれが読者に対して「深い印象を与えるものとなっている」(Eindruckswirkung)という問題である。即ち、ここに描かれた場所は、学校をはじめとして十代の少年少女が日常慣れ親しんでいる場所であり、そこで起きる「度を超えた暴力と恐怖のシーン」

や、妊娠問題など十代の少女が抱える性に関する「繊細なテーマ」に対して「倒錯した、破壊的な描き方」(auf eine perverse und destruktive Weise) がなされ、それらが若い読者の不快感と不安を煽り、彼らの心理的なバランスを崩すことに対する懸念である。即ち、体育館のトイレで産み落とされた胎児が不気味なクモの姿で描かれ、保健室のベッドの上で苦しむ女子生徒の血まみれの体から分娩された胎児もまた、クモの姿をした化け物として不気味な音をたてて周囲の人々に襲い掛かる場面は、心理的に未発達な児童や少年少女の心に、とりわけ妊娠に対する従な不安と恐怖を抱かせるものとなっていると申請書は指摘する。

更に、自分の周りの誰がすでに吸血鬼に呪まれ、モンスターになってしまっているのか分からないということ、換言すれば誰一人として自分の周囲の人間を信頼することができないという、「途絶えることのない脅迫感と不安感」に加え、このマンガにおいて度々登場する「善惡の境界がぼやけた」描写方法がそこでは問題視されている。即ち、後に触れるように、主人公テツが（義理の）妹里美に加える暴行や葦原の妊娠は、本人の意識が不鮮明な、あるいは本人がまったく気付かない中で起こるものであり、こうした描写方法は暴力行為に含まれた悪を相対化しかねないという危惧である。

2.1.3 誤った固定観念を再生産した男女関係の描写：申請書はまた、とりわけ『魔人デヴィル①』の第一話に描かれた男女関係のあり方が含む問題点を指摘している。即ち申請書は、同書においては少年は荒々しく、自らの腕力のみを頼りとし、少女たちは確固とした自分を捨て去り、易々と男の言いなりになる従順な存在として描かれていると指摘し、それが現在のドイツの教育理念とは相容れないものであると結論付けている。とりわけ問題視されているのは、主人公テツの妹里美が、自分に暴行を加える兄に対して「兄貴にだったら…私…何されても…食べられちゃっても…私を捨てないなら」(61頁)²² という場面である。意識が朦朧とした中で兄が妹を襲い、暴行するというストーリーそのものが持つ問題性に加え、暴行を受けながらも想いを寄せる相手に捨て去られないようにとその暴行を肯定的に受け止める女性（妹）の態度は、誤った固定観念にとらわれた男女の役割関係を読者に植えつけるものであり、こうした描写は児童や少年少女が心理的・社会的に偏見のない発達をとげるよう目標を定めている教育理念に著しく反するものである、と申請者は主張している。

2.1.4 販売形態：申請書はまた、このマンガ本の販売形態にも触れ、未成年者に対する影響力の強さを指摘している。即ち申請者は、まずドイツ語版『魔人デヴィル』の表紙裏に記載された、読者対象が16歳以上であることを意味する「FSK16」という指標には何ら法的な拘束力が欠如していることを挙げている。更にはその文字も小さいために読者の目には容易には入らないことを指摘する。こうしてこの表記の存在も何ら未成年者保護の役割を果していないと断じている。それだけではなく、表紙に描かれた宣伝文句の「君は…」(Du...) という呼びかけの言葉は、この本を手にした幼

い少年の購買意欲をそそる役割を果していると指摘している。この他にも申請者は『魔人デヴィル』が未成年者が自由に出入り可能な漫画本専門店で売られていることを挙げ、これらから判断すれば十代前半の幼い少年もまたこのマンガに接する可能性が存在すると指摘し、この本が未成年者に対して与える影響力の大きさを説明付けている。

2.1.5 結論：こうして申請書は『魔人デヴィル』の暴力描写や性に関する問題の扱い方を中心に、未成年者に与える心理的・教育的な問題点を指摘し、この『魔人デヴィル』が未成年者にとって有害であると主張しただけではなく、最後にそれが刑法第184条3項（2004年4月1日、刑法第184条a）の「暴力を用いたポルノ」の構成要件に該当する有害メディアであると結論付けている。

2.2 連邦審査機関の判断

2.2.1 一般評価と連邦審査機関の結論：申請を受けて審査を担当した3名の委員は、まず全員がこのマンガ（Manga, Comic Buch）を読むことから審査を開始した。²³ 有害性の判断に際しては、インターネット上で公開されている『魔人デヴィル』に対する一般的な評価も参照されている。しかし、決定書に引用されたそれらの書評の多くは、審査申請者の見解とは異なり、この作品に対し総じて肯定的な評価を示すものであった。即ち、それらの書評者達は、「スケールの大きな漫画家」によって描かれ、「コメディーからファンタジー、そしてホラーもののすべての要素が入っている」このマンガには「活発に動き回って襲いかかる、気味の悪い化け物が登場」し、多少の「支離滅裂さ」と「残酷さ」はあるものの、それは「絵も非常にうまく」描かれている「ホラー・アクションストーリーの傑作」で、「見せ場が多く、推奨に値する」作品であると評価していた。²⁴

こうした書評がなされたこの作品に対して連邦審査機関が出した結論は、その内容が「明らかに児童や少年に対して社会倫理上の判断を迷わせる性質のもの」（未成年者保護法第23条1項）であり、また、「児童や少年の発達、あるいは自己の責任を自覚しながら共同体生活を営むことができる人間を育てようとする教育を危うくするもの」（未成年者保護法第18条1項1）の構成要件に該当すると判断し、申請通りに未成年者に対する有害性を認定し、未成年者有害メディアリストに掲載するとの結論を出した。

2.2.2 有害性認定箇所

2.2.2.1 はじめに：連邦審査機関はこれまでにも未成年者保護法に基づき、有害認定の要請がなされたメディアに対して判断を行なってきた。しかし、未成年者保護法はまた、基本法や刑法などにも抵触する、未成年者に「重大な危害を与える」メディアに対しては、連邦審査機関による有害メディアリストへの掲載なしに譲渡や流布の禁止を行なうことを認めている。²⁵ ここで未成年者に対して「重大な危害を与える」メディ

アとは、例えば、ドイツ連邦共和国基本法の精神に反する団体の宣伝を流布するもの（刑法第86条）や、ホロコーストの存在を否定したり、特定の民族に対する差別を煽動するもの（刑法第130条）、重大な犯罪へと手引きするもの（刑法第130条a）などとなれば、戦争や暴力を賛美あるいは不適に過小評価するもの、²⁶また人間の尊厳を傷つけるような方法で描写がなされているもの²⁷（刑法第131条）や、ポルノグラフィー（刑法第184条1項）、児童や少年を不自然で、性を強調するようなポーズで表現するもの、児童や少年の発達、あるいは自己の責任を自覚しながら共同体生活を営むことができる人間を育てようとする教育を著しく危うくするものなどが含まれる。

こうした観点に立ち、3名から成る審査委員会は『魔人デヴィル』に対してもまた、申請書と同様にそこに描き出された絵や台詞、更には内容の問題を指摘し、有害性を理由付けている。

2.2.2 暴力描写の詳細さと残虐性：連邦審査機関の決定書は、まずこのマンガに描かれた暴力シーンの詳細さが生み出す残酷性を問題として挙げている。例えば、主人公テツと吸血鬼モンスターとの戦いの場面（26-39頁）や千切れた体（39頁）、サトシに襲われた（即ち、モンスターの手で串刺しにされた）里美が口から血を流し倒れる場面（91-95頁）の詳細さ、また、クモの姿のモンスター（ナオヒサ）が、かつて殺した子供たちによって徐々に喰いつくされていく場面のグロテスクさ（217-218頁）など、執拗に長々と描かれていること、更にはまた、戦いの結果傷ついた体が詳細に、無残に描かれていることを挙げ、これらが未成年者の心理に及ぼす悪影響を指摘している。こうした描写は「自分以外の人間に対する尊敬の念や寛容な心を育てる」という、児童や少年に対して向けられた教育目標に反し、しかもまた自らの世界像と自己理解がいまだに完成していない、発達段階にある若年者がこれらの描写を通して「相手に痛みを与えること」や自らの暴力を正当視することを学ぶ懸念があると糾弾する。決定書はまた、こうした暴力場面には「相手」の痛みに対する「共感の欠如」だけではなく、自らの痛みに対する感覚をも麻痺させている場面もあると指摘する。即ち、モンスターの血を飲み、自らもモンスターとなったテツが、その回復力を鼓舞するために大きなジャックナイフで自分の腕を傷つける場面（50-52頁）の問題性である。連邦審査機関はこうした自傷行為もまた、自己を含めた人間全体への尊厳を踏みにじる行為であると見なしたのである。

しかし、連邦審査機関は、一方においては暴力シーンに関する一般的な基準に則って『魔人デヴィル』における個別的な問題点を指摘しながらも、他方においてはこのマンガに対しては、刑法の構成要件にも該当する「著しい」有害性の存在は認定しなかった。即ち、連邦審査機関はマンガ『魔人デヴィル』が明らかに暴力の賛美を目的としたり、また人間の尊厳を著しく傷つけるような方法で描写されているとまでは見なさず、結果として刑法第131条の構成要件に該当する重大な違反は存在しないと判

断したのである。²⁸

2.2.3 性道徳に反する描写：すでに審査申請書においても指摘されているように、連邦審査委員会の決定理由書もまた、「魔人デヴィル」のセックス描写の問題点を指摘している。即ち、このマンガにおいてはセックスと暴力が密接に結び付けられて描かれているという問題の指摘である。例えば、すでにモンスターと化したサトシによって性交後に殺された裸の少女の死体が描かれている場面（71-72頁）である。そこには顔から血を流し、目は開けたまま虚空を凝視している殺された少女の姿が大きく描かれている。この場面の持つ問題点はセックスと暴力、しかもその究極の行為としての殺人が絡められて描かれているということにある。この二つのつながりに対しては、ドイツでは日本以上にその問題性が重視されている。換言すれば、人類の未来を継承する行為としても重要なセックスは、あくまでも相互の合意の下に平和裡に行なわれるべきものであるという理念が、ドイツでは現実社会において求められているだけではなく、藝術表現においても尊重されなければならない基本原則となっているのである。それに関しては、若年者が接するメディアにおいて得に厳しい基準が設けられている。

この点からは更に、モンスター（ナオヒサ）が、自分の子供を無事生むことができなかった少女を裸のまま目隠し、猿轡を噛ませて縛りあげてその罪を責め、最後には恐怖に裸き助けを求めるその少女の顔面に指を突き刺し殺してしまう場面（161-163頁）の問題性も指摘されている。この絵には、顔を潰され眼珠が床に転がり落ちるという残酷なシーンの問題性だけではなく、「明らかに女性が－快楽や子供を産むための－性的な消費対象物として、あるいは男にとってはいつでも利用できる対象物として貶められ、欲望の対象として」描かれているという問題も含まれている。そこには力を用いた男女の支配関係が、しかも抵抗する手段さえ奪われた少女の、恐怖に慄く姿がリアルに描かれているのである。この指摘はまた、すでに申請書においても挙げられている、里美に対する兄テツの暴行場面（57-62頁）にも当てはまる。決定書は、その場面に描かれた「肉、女、力、破壊、血」（59頁）という言葉にも注目する。モンスター化のために自己を見失った瞬間に行なわれた行為とはいえ、「欲望の塊」に引き裂かれて行なうテツのこの暴力行為は、明らかに社会的弱者に対する力による侵略であり、ドイツにおいてはもっとも厳しく糾弾されるべき対象となっているのである。²⁹ 更にこの場面には力を用いた性的関係の強要だけではなく、性的タブーも表現されている。即ち、この場面の後に続く里美の言葉である。里美は自分に暴行を加えた兄テツに対して「兄貴にだったら…私…何されても…食べられちゃっても」（61頁）と述べている。即ち、（義理の）兄妹間の肉体関係、更には暴行を受けながらも兄に対して恋愛感情を吐露する妹の台詞や二人のキスを描く絵（130-132頁）は、近親的関係にある者の間の恋愛を容認するかのように描かれていると捉えられ、問題が

あると見なされているのである。

これらに加えて連邦審査機関の決定書においては、十代の少年少女にとって最も大きな関心事のひとつでもある、妊娠や出産に関わる表現における『魔人デヴィル』の問題点を指摘している。即ち、第二話において、葦原が新しい男友達と信じていた男(ナオヒサ)がクモのモンスターに変身し、葦原に対して「君には…2度目のデートのときに、こっそりと卵を植え付けさせてもらったよ。気づかなかつたら?お尻のあたりにチクッと卵管さしただけだから」(203頁)という台詞の問題点である。これは即ち、妊娠という事態が両性相互の合意が欠如した形で、とりわけ女性が知らない間に男から一方的に行なわれた行為の結果として生じていることの問題性である。この台詞は、よりもなおさず男が力を用いて女性に対して暴力行為を行なったことを、何ら反省もなく述べていることに他ならないと審査委員会は判断しているのである。

一般に連邦審査機関の見解では、「性道徳の方向性を迷わせる」(sexualethisch desorientierend) 描写とは、その根本的において官能を肯定し、しかもまた倫理規範に対して批判的な描写で、それが性教育の目標に大幅に反しているすべてのセックス描写を指している。とりわけ品位を失わせるような方法で、人を性的に言いなりになる対象物へと貶めている描写、あるいは女性を差別するような行ないを褒め称えたり、また楽しみを高めるものとしてサディスティックな振舞いを鼓舞したり、快楽の体験としてレイプを描写している場合もこれに該当する。³⁰ 連邦審査機関はこうした認識の下で、葦原に対するモンスターのこの言葉は明らかに若年者に対して性道徳の方向性を逸脱させるものであると判断したのである。

しかしながらここで注目しておくべきことは、『魔人デヴィル』に対する審査申請書の中では、このマンガが刑法の構成要件を満たす「暴力ポルノ」であるとの認識に基づき、未成年者だけではなく成人に対しても有害であると指摘していたのに対して、連邦審査機関は決定書の中で、その該当性を否定しているということである。これまでの裁判所の判断では、刑法第184条に該当するポルノグラフィー的なメディアとは、人間が持つ他のすべての性格を第二義的なものとして扱い、性的な行為のみを大胆にたたみかけるように前面に押し出し、その全体の傾向が客観的に見て著しく性的衝動を駆り立てるに向けられているメディアであるとされている。そこには暴力を用いた性行為や児童に対する性的虐待、あるいは動物と人間の性的交渉を描いたものも含まれるが、連邦審査機関は今回の決定において、一方では『魔人デヴィル』は性道徳の方向性を迷わせるものであるとしながらも、他方においては「暴力ポルノ」には該当しないと判断したのである。

2.3 藝術・表現の自由と未成年者保護の問題

日本と同様に、ドイツ連邦共和国においても基本法の中で藝術や言論の自由は保証

されている（基本法第5条1、3項）。そこで問題となるのがこれらの権利に対して取られる未成年者保護の観点からの制限措置の位置付けである。連邦審査機関の今回の決定書においてもこの問題が言及されている。即ち、まず第一に、『魔人デヴィル』が藝術に当たるかどうかに関し、連邦憲法裁判所の判例に従い判断を行なっている。引用されたその判決³¹の中では連邦憲法裁判所は「藝術」をかなり広い意味で解釈し、その自由を保護する姿勢を示していた。即ち、連邦憲法裁判所は基本法が保護する「藝術の自由」における藝術を、作者の経験や印象、あるいは想像の世界が表現されている自由な創造物で、藝術家の個性が直接表現されたものと捉え、しかもまた、藝術の自由にはセックスや暴力など未成年者に有害な内容を選択し、表現する自由も含まれているとの解釈を示していた。今回の連邦審査機関もこの判断に則り、『魔人デヴィル』を藝術作品と認定している。³² その意味において、連邦審査機関は一方において、まず『魔人デヴィル』もまた藝術の自由という権利により保護される対象となることを認めている。しかし同時に他方においては未成年者保護もまた基本法により政府に課せられた義務であり（基本法第1条1項、第2条2項、第6条2項）、そのために取られる措置もまた藝術の自由と同等の地位が与えられていると宣言している。こうした基本認識の下で連邦審査機関は、藝術・表現の自由と未成年者保護の優先判断に際しては、藝術的な意図や作品全体のコンセプト、形姿が個別的に慎重に解釈されなければならないとしつつも、その際には「藝術性に関わる証言だけではなく、それが現実世界に対して与える影響」もまた考慮しなければならないとし、本件においては藝術の自由に対する制限によって失われる利益以上に、この本が未成年者の性道徳の方向性を誤らせる影響の方がはるかに重大であると述べ、未成年者保護措置による利益の優先を理由付けている。³³

2.4 有害性認定審査と検閲の問題

同様にまた連邦審査機関は、未成年者に対する有害性の審査が、基本法で保証された「検閲からの自由」、即ち、「自らの意見を言葉や文書、図画によって自由に表現したり、流布し、一般人が利用できる発信源を通して、妨げられることなく情報を発信する権利」（第5条）を侵すものではないことを以下の根拠を挙げて説明している。即ち、連邦審査機関による審査は、たとえその結果未成年者に対する有害性が認定され、当該メディアに対する取り扱いに制限が加えられことになった場合においても、それは基本法が保証する検閲からの自由を侵すことにはならない。なぜならば、未成年者有害リストに掲載されたメディアに対する公開、販売、譲渡等の取り扱い制限は、未成年者を対象にしてなされるものであり、成人に対しては、一販売形態等において制約は生じるものの一それに自由に接近したり、閲覧や入手することが認められているからである。基本法が想定している検閲とは、出版等に対する「事前の」全面

的な差し止め等の制約であり、連邦審査機関が行なう審査からはそれは生じない。即ち、連邦審査機関の審査は検閲からの自由を侵犯するものではない。これが連邦審査機関の見解である。未成年者保護法第15条の規定は、有害リストに掲載されたメディアの流布をすべての国民を対象に全面的に禁止するために構想されているものではなく、未成年者を対象とする流布の制限を規定しているのである。こうして、連邦審査機関の審査は、基本法に定められた藝術の自由、表現の自由あるいは検閲からの自由といった権利を侵犯するものではないとの根拠付けを行ない、同時に『魔人デヴィル』に対する有害性の認定、ならびにそこから生ずる、このマンガに対する取り扱い制限が正当化されたのである。³¹

2.5 未成年者に対する有害メディアの影響

こうして連邦審査機関は、『魔人デヴィル』の内容が未成年者保護法第18条1項および23条1項に掲げられた事例に、即ち「児童あるいは少年の発達、もしくは彼らを自己の責任を認識しながら共同体生活を行なうことができる人格へと育成することを目指した教育を明らかに危険にさらす性格のもの」に該当し、「明らかに児童や少年に対して社会倫理上の判断を迷わせ」、未成年者の心を「荒廃させる」³⁵ものと判断し、未成年者に対する『魔人デヴィル』の有害性を認定する決定を下した。その際に連邦審査機関は、セックスと暴力とが結び付けられた描写の持つ危険性を根拠付ける例証として、マラムートの論文を引用し、セックスと暴力場面が結び付けられることの中に「暴力の官能化」(Erotisierung von Gewalt) という危険が存在することを指摘していた。即ちマラムートは、こうしたシーンを繰り返し消費すると、男子の中は攻撃的な場面を見ただけでエロチックな、性的なリアクションを引き起こす者が現れると述べていた。³⁶ こうして連邦審査機関は、未成年者が『魔人デヴィル』を読むことにより、その影響が心理面での倒錯だけにとどまらず、現実場面における暴力的な行為を引き起こすことの危険性をもまた有害認定の根拠としていた。

ところで、連邦審査機関は未成年者にとって有害なメディアすべてを未成年者有害リストに掲載するわけではない。即ち、未成年者保護法第18条4項に拠れば、連邦審査機関は問題となっているメディアの影響力がわずかである場合には、当該メディアを有害リストに掲載することを見合わせることができるのである。今回の『魔人デヴィル』に対する決定においては、連邦審査機関はこの点に関して以下の見解を示している。即ち、上述のとおり、連邦審査機関は『魔人デヴィル』では女性が自ら喜んで欲望の対象となるものとしての役割を担って描かれていることを「著しく憂慮すべき」事態であると判断し、また更に、繰り返し表現されている、セックスと暴力が混ざりあい一体となっている表現方法に対しても、価値観がいまだに確立されていない児童や少年が、『魔人デヴィル』に描かれたこうした行動様式を当然のことと見なし、

習得する可能性があることを「具体的な危険」として指摘していた。それに加えて連邦審査機関は『魔人デヴィル』の表現媒体や体裁、販売形態に関しても言及している。即ち、まず『魔人デヴィル』がマンガ（本）という、とりわけ若年者に広く受け入れられている表現媒体をとったものであることに着目している。このメディア媒体を取り巻くこうした環境の中で、表紙裏に小さな文字で記された「16歳以上」という指標には販売に関して何ら法的拘束力はなく、また10.25ユーロ（約1,400円）という価格も若年者の購買意欲を萎えさせるものではないと指摘する。更にまた販売部数に関しても、具体的な数値を挙げてはいないが、その普及度は「わずかな冊数」ではないとの見解を示している。こうして連邦審査機関は、内容自体において未成年者にとつての「具体的な危険」を有する『魔人デヴィル』を、このままの状況に放置することに明白かつ緊急の危険性を認め、有害メディアリストへの掲載を決定したのである。

3. 終わりに

本稿においてはこれまで、ドイツにおける未成年者保護政策のひとつである、有害メディアに対する取り締まりに関して、第一部においてはドイツ連邦共和国未成年者有害メディア審査機関の概要を、また第二部においては2004年夏にこの審査機関が日本人マンガ家が描いた『魔人デヴィル』に対して下した有害認定事例を中心に述べてきた。近年ドイツにおいては、書籍やテレビ、映画などさまざまな媒体を通してマンガやアニメ作品が若年者を中心へ受容されている。しかも、このジャンルにおける作品はその多くが日本を発信源としている。今回見てきた『魔人デヴィル』の例は、ドイツにおいて浸透しつつあるマンガ受容に対する教育的な懸念に起因した取り締まりの具体例であり、そこからは日独間に横たわる文化や未成年者保護に対する取り組みの相違が明らかになる。即ち、上述の通り、日本においては単行本としてこれまでにおよそ25万部が販売された『魔人デヴィル』に対しては、一書を出版している会社の編集部ならびに法務部の話に拠れば一販売や取り扱い規制などは実施されていない。換言すれば、ドイツにおいては未成年者に対する販売、譲渡、貸与、閲覧等が禁止された『魔人デヴィル』が、日本においては現在でも児童や少年などの若年者も自由に入手し、読むことが可能である。

日本においては、刑法等の法律や都道府県の条例により有害メディアに対する取り締まりが行なわれ、ドイツにおける連邦審査機関のような未成年者保護を目的とした、裁判所に準じた権限を有する常設の政府専門機関は存在していない。財政や教育をはじめ多くの権限が中央に集中する日本においては、書籍やビデオ、DVDなどを媒体とした「有害」メディアに対する若年者保護の取り組みは、その多くが各都道府県の条例などに委ねられているのである。しかし日本とは逆に、ドイツは元来外交や防衛などを除き、各州がさまざまな側面において独自の権限を有する国である。例えば文

化面においても各州は独自の文部機関を有している。中央政府と各州の権限関係がこうした状況にある中で、連邦審査機関の決定をすべての州が一律に受け入れるとする制度の存在は、未成年者保護における有害メディアの問題を国家としてドイツが如何に深刻に受け止めているかを物語っていると同時に、それは日本においてこうした問題が如何に低く位置付けられているかをも浮かび上がらせている。

しかし、ドイツにおける連邦審査機関の活動を通じたこうした未成年者保護のあり方に関しては、多くの長所と同時にまた幾つかの問題点も存在している。即ち、官民を問わず多くの団体が連邦審査機関に対して有害審査要請を行なう資格を持ち、この決定がひとつの州にとどまらずドイツ全土において効力をを持つという点において、連邦審査機関の決定の実効性は形式上保証されている。他方においてその決定が、例えば『魔人デヴィル』における場合のように、わずか三名による短期間の審議により行なわれたものであるという点において、一仮令この三名が関連団体の代表者から構成され、またこの決定に対して異議を申し立てる手段が残されているとはいえ、そこにドイツ国民全体に対する十分な信頼性や説得力があるとは必ずしも言い切れない部分が残されている。それは例えば、「暴力ポルノ」の評価に関しては審査申請者と連邦審査機関の間でも見解が異なっていたことや、また『魔人デヴィル』に対するマンガ愛好家が行なった書評では概ね肯定的な評価がなされていたことを見れば十分に想像がつく。批評家と連邦審査機関の認識や結論の相違は、両者の立場や任務の相違という点から来たものではあるが、しかし、具体的な作品を前にして、一方においては藝術や表現の自由、検閲からの自由を、また他方においては未成年者の保護という、ともにドイツの基本法において規定された権利や義務を考量するときに、一般的の認識と審査機関の決定の間に大きな乖離が存在するとすれば、連邦審査機関の決定に対する信頼性に疑念の余地が残されることになる。

こうした中でも決定的に問題となるのは、「有害」メディアの消費が具体的にどの程度未成年者の心理や行動様式に影響を与えているのかという疑問に対しては、十分な説得力を持つ研究成果がいまだに不足しているという点である。即ち、「有害」メディアの有害性の根拠となる最も根本的な問題においていまだに疑問を残しているといえよう。こうした問題が解明されたときに連邦審査機関の決定は、一検閲や表現の自由に対する制限の問題との関わりにおいても一いつそう説得力を持つものとなろう。その意味において、暴力や性犯罪報道においてもしばしば取り上げられる、容疑者のメディア消費履歴に関する情報は、具体的犯罪行動との関わりの観点から更に深く研究されるべきである。

しかしながら、こうした根本的な問題に加え、連邦審査機関は現在別の大きな問題を抱えている。即ち、近年とりわけ深刻化している、インターネットを通して国外からもたらされる有害メディアに対する取り締まりの限界という問題である。EUの領域

が拡大され、ひとつの経済圏としてさまざまなレベルにおいても統一した制度の確立が目指されている中で、有害メディアに関するドイツ国内の認識がそのままEU加盟国全体において理解されているわけではない。そこには法制度の相違や文化的背景に基づく認識の差異などが横たわり、各国間の十分な協力体制が整っているとは言い難い状況にある。連邦審査機関は現在ここにひとつの乗り越えるべき壁を見ているのである。

最後に我々日本人が注目しておくべきことは、今回『魔人デヴィル』に対する連邦審査機関の決定書が示した有害指定理由の中に、日本の文化事情に深く関わる問題も含まれているということである。一般に我々日本人は、藝術作品に限らず、大衆メディアに登場する性表現に関しては、ドイツ人の方がより寛容であり、日本に比べて規制も緩やかであると理解しがちである。しかし、例えば日本人マンガ家が描いた『*Vampire Master -ダーククリムゾン-*』に対して下した連邦審査機関の有害決定³⁷や、インターネットの普及とともに近年国際的な問題にもなり批判が向けられている、日本発の児童ポルノ問題の事例が示している通り、若年者を登場させた、あるいは若年者もアクセス可能なセックス表現物に対する規制は日本においてはまったく不十分であり、それに対しては海外から厳しい視線が向けられているということである。

ドイツにおいてはメディア表現としての性が問題となるのは、それが誰に対して向けられ、誰が近づきうるのかというメディア消費者の問題や、とりわけ児童や未成年者などその身体の主体が誰であるのかという表現主体の問題(例えば児童ポルノ問題)とともに、他人に強制されたものなど、それが表現主体者本人の意に反して行なわれているという問題(例えば管理・強要された性表現)、更には表現や演出と社会道徳に関する表現方法の問題(例えば人間と動物との間の性交渉)に主たる視点が置かれている。

それに対して日本における性表現物に対する規制は、主としてヘアーや性器の露出そのものに眼が向けられてなされ、そこに同時に表現されている社会的弱者への暴力や虐待、そして固定観念的な男女観が規制の主たる根拠として挙げられることは稀である。その意味において『魔人デヴィル』における、(義理の)兄テツに対する妹里美の従属的な態度に対して向けられた、固定観念化した誤った男女の役割を助長する描写に対する連邦審査会の糾弾は、日本の社会や文化の根本に対する批判とも解釈できよう。演歌や大衆演劇などにおいてもしばしば見られるように、日本においてはいまだに男女の「伝統的な」構図が美のひとつとして表現されている。そこには自己を犠牲にし、人生すべてを男に委ねてただ耐え忍ぶ女性の姿と、相手の女性に構わずに勝手気ままに行動する男の姿が好んで対照的に、しかもまたそれが美化されて描かれている。身勝手な女を、男が見も細る思いで待つという逆の構図は稀であることから

すれば、こうした演歌や演劇表現は固定観念的な視点からの、しかも男にとって都合の良い男女関係を再生産していることになる。ドイツ人にとっては、このような表現作品に美を見出そうとする日本人のメンタリティーは—それが社会的、教育的、更にはまた未成年者の精神的発達に与える影響という視点からすれば—「批判」の対象となるのである。その意味において、連邦審査機関が『魔人デヴィル』を糾弾したのはその表現形式だけではなく、それを支えている日本人の精神構造そのものであったともいえよう。

このように「少女や女性を性的消費財や、あるいは男性がいつでも利用できる対象物へと貶め、また女性を快楽の対象物として描いている」³⁸ 絵や台詞を含む『魔人デヴィル』に対する今回の連邦審査機関の決定は、性や暴力、そして男女の関係のあり方に対する意識や表現に横たわる日独間の相違の一端をあらためて明らかにしたと言えるのである。

参考資料

ドイツ連邦共和国未成年者有害メディア審査機関作成

未成年者有害メディアリスト A、B (公開)

2004年10月31日現在

▶ 映画	2,883
ビデオ、DVD、レーザーディスクなど	
▶ ゲーム	390
コンピュータゲームなど	
▶ 印刷物	854
書籍、冊子、コミックなど	
▶ 音声	418
レコード、CDなど	
▶ 事前公開制限処分	4

未成年者有害メディアリスト C、D (非公開)

取り扱い制限処分を受けた電子媒体メディアならびに未成年者保護法第24条3項2
により非公開リストに掲載された有体物媒体メディア

2004年10月31日現在

▶ 電子媒体メディア	874
Online掲載物	
▶ 有体物媒体メディア	1
チラシ	

* 2002年1月1日から2002年12月31日までの一年間には、454件の決定がなされ、そのうち384件で未成年者に対する有害性が認定された。(出典:「連邦審査機関」ホームページ)

注

¹ 本稿は、2004年10月29日筑波大学において行なわれた「比較市民社会・国家・文化特別プロジェクト」主催の講演会での発表原稿を基にしたものである。以下においては「メディア」とは、文書、映像、音声などを伝達する媒体手段だけではなく、その媒体によって伝達されている具体的な表現物も指して用いることにする。(注13、14参照)

² 以下においては「連邦審査機関」と略記。この機関の歴史、組織、任務等に関する以下の記述は、主に同機関のホームページ (<http://www.bundespruefstelle.de>)、ならびに2003年夏に論者が同機関を訪問した際に収集した資料に基づいている。

³ この機関の組織や活動に関しては、例えば、安部哲夫『青少年保護法』(尚学社、2002年)第15講(198-211頁)、また安光裕子「ドイツにおける少年有害文書規制法について」(山口県立大学国際文化学部紀要、第9号(2003年)、49-57頁)などを参照。

⁴ Bundesgesetzblatt (BGBl.) I S.2730.

⁵ 連邦審査機関は1954年の開設以来これまでに、ローベルト・シリング (Robert Schilling: 1954-66)、ヴェルナー・ユンゲブロート (Werner Jungeblodt: 1966-69)、ルードルフ・シュテフェン (Rudolf Stefen: 1969-91)、エルケ・モンセン=エンゲベルディング (Elke Monsen-Engberding: 1991-現在) の4名を所長として迎えている。

⁶ 連邦審査機関はこの他にも、メディア教育の健全なる促進や大衆メディア事業を営む企業に対する自主規制の促進、有害メディアから未成年者を保護するための啓蒙活動などを行なっている。

⁷ 12名委員会の定足数は9名であるが、そこには、藝術、文学、書籍業・出版業界の中から、あるいは画像・電子媒体メディアプロバイダー団体から少なくとも2名が参加していかなければならない。有害認定は審査参加者の三分の二の多数決で行なわれる。一方、3名の審査官から成る小委員会は、連邦審査機関の専門委員が長となり、上記1-4の代表者1名、5-8の団体の代表者1名から構成され、有害性の認定には全員一致が求められている。

⁸ 例えば「映画業界自主規制」(FSK)は審査の結果、以下の指標ラベルを付している：一般公開許可／6歳以上に対する公開許可／12歳以上に対する公開許可／16歳以上に対する公開許可／未成年者に対する公開禁止。

⁹ 書面には「申請」あるいは「提起」機関名の他に、当該メディアのタイトルや価格、販売・レンタルルートなどを記す。更に、書籍・雑誌などの場合には号数、出版年、頁数、出版社、ISBNなどを、またコンピュータソフト、CD、インターネットなどの場合にはヴァージョン・レベル、録音時間、製造元、URL・アドレスなど、当該メディアに関する情報についても言及する。最も重要な審査理由には、未成年者にとって有害な内容となりうる当該の図画・テキスト部分、シーン、あるいはレベルが指摘されなければ足りるとされている。

¹⁰ 即ち通常委員会においては、12あるいは11名の委員が出席した場合には8名の賛成が、また出席者が10名の場合には7名の賛成が必要である。しかし、出席者が9名の場合には、本来ならば6名の賛成で足りるが、その決定の信頼性を高めるために、有害性の認定には7名の賛成が必要となる。必要な数の賛成が得られない場合には有害性の認定は否決されることになる。

¹¹ この他にも連邦審査機関は、有害性を認定された特定メディアの修正版や、書籍をもとにしたビデオ版など内容や媒体手段を変更した版に対しても、有害なオリジナル版との同一性が存在するか否かに関して判断したり、有害メディアリスト掲載後に規定の年月を経過したメディアに関して、有害メディアリストからの削除の当否も決定する。連邦審査機関の決定に対する不服は、それが12名委員会の決定に対するものであれば、ケルン行政裁判所に対して、3名委員会の決定に対しては12名委員会に対して異議を申し立てることが可能である。

- ¹² 2003年4月以降、有害電子媒体メディアは連邦官報では公示されなくなった。
- ¹³ 「有体物媒体メディア」とは、例えば書籍やCDなどのように具象的な媒体に載せられたテキスト、画像あるいは音声メディア、あるいは上映機器やゲーム機器という形で組み込まれたメディアである。
- ¹⁴ 「電子媒体メディア」とは、「電子事業法」および「メディア事業に関する国内協定」に基づく、電子媒体を用いた情報・コミュニケーションサービスメディアである。
- ¹⁵ 「連邦審査機関アクチュアル」(BPjM-Aktuell) にリストが掲載されるまでの期間、即ち、この「連邦審査機関アクチュアル」が発行されない月には、「速報」という形により連邦審査機関の新たな情報が提供されている。
- ¹⁶ この場合の宣伝には審査対象となったメディアそのものの宣伝だけではなく、「有害メディアリスト」の宣伝や当該メディアに対して連邦審査機関による審査が行なわれたことへの言及も含まれる。(未成年者保護法第15条)
- ¹⁷ 詳細な考察は別稿に譲るが、未成年者が「近づく」ことができない、あるいは店舗の「中が見えない」、更には顧客の年齢確認手段等に関する裁判所の判例は、時代や技術的な進歩に応じて大きく変更されている。しかし、上述の通り営業や店舗形態上の制限基準を満たした店舗においては、大人に対しては当該メディアの販売等を行なうことは認められているのである。
- ¹⁸ 自由刑あるいは罰金。しかし、未成年者に対し世話を行なう権利を有する者が、その世話を受けている児童や少年に当該メディアを提供・譲渡したり、あるいはそのメディアにその子を近づけても、それが監督者としての義務を著しく損ねている場合以外には、処罰規定は適用されない。(未成年者保護法第27条4項)
- ¹⁹ 2004年7月6日、決定番号 6711 (V)。官報第142号、2004年7月31日掲載。日本語版『魔人デヴィル』は、1999年『週刊少年マガジン』第29、30号、『マガジンスペシャル』2000年第11号、12号、2001年第1号に掲載され、2001年6月に『講談社コミックスデラックス』の単行本『魔人デヴィル①』(243頁、524円+税)として講談社より出版され(KCDX1419)、2004年7月までに8刷を重ねている。一方 Stephan Stürzer により訳されたドイツ語版『Majin Devil』は、2003年8月にPlanet Manga社から出版された(10,25ユーロ、252頁)。そこには「FSK16歳以上」という指標が付されていた。
- ²⁰ 講談社の編集部に対する電話での問い合わせに対する回答。(2004年11月25日)
- ²¹ BPjM-Aktuell, 3/2004 S.7-12 参照。
- ²² 以下においては日本語版の頁を記す。日本語版で頁数が記載されていない箇所については、論者がそれを補った。
- ²³ 本件の連邦審査機関での審査においては、ドイツ語版の出版社側からは意見陳述はなされなかった。
- ²⁴ 例えば、www.mangaportal.de、www.anime-ronin.de、www.mangadb.de 参照。
- ²⁵ 未成年者保護法第15条2項。
- ²⁶ 戰争や暴力を賛美しているものとは、戦争や暴力を魅力的なもの、英雄的な行為として美化したり、あるいは最近のコンピュータゲームにおいてしばしば見かけるような、高い評価(賞賛)と名誉を手に入れるための不可欠の手段として描いている場合などである。
- ²⁷ 死に瀕している人間、または身体的あるいは精神的に重い病にある、あるいはそういう状況にあった人間を、描写方法に配慮することなく描いている場合などである。また、殺人や虐待場面が自己目的的に、視覚的あるいは音響的に細部にわたり描かれている場合などにおいては、著しい残酷性が認められるとしている。

²⁸ BPjM-Aktuell, 3/2004, S.11 参照。

²⁹ 『魔人デヴィル』では、妹の里美を犯すという行為の後に我に返ったテツが「里美、ごめん、不愉快なことをして」(65 頁)と謝る台詞が続くが、審査機関の決定書はテツのこの言葉も「事の重大さを理解してなされたものとは到底言えない」(absolut verharmlosend)と糾弾している。

³⁰ 前掲の連邦審査機関ホームページ参照。

³¹ 即ち、1990 年 11 月 27 日付けのムツエンバハ判決に依拠している。

³² 連邦審査機関は更に、「三名による審査委員会は、このマンガにおいて作者は高い価値のある人物を作り上げている」と述べ、この作品を評価する姿勢も示している。(BPjM-Aktuell, 3/2004, S.11)

³³ BPjM-Aktuell, 3/2004, S.10-11 参照。また更に注目しておくべきことは、連邦審査機関がここで、藝術作品に対しては未成年者と大人では解釈が異なる場合があると指摘し、有害性の審査においては未成年者の立場に立った作品解釈を重視する姿勢を示したことである。これにより作品の持つ危険性は広く考慮され、結果として藝術の自由に対する制限も広く正当化される可能性が示されたのである。

³⁴ しかし、未成年者に対して有害なものすべてが安易に取り扱い制限処分を受けて良いというものではない。未成年者保護法第 18 条 3 項は、有害性認定手続きの中で考慮しなければならない条件を規定している。即ち、当該メディアの有害判断をその政治的姿勢や、宗教・世界観という観点のみで行なってはならないと定めている。

³⁵ ここで連邦審査機関が理解している「未成年者の心を荒廃させる」メディアとは、「粗暴な本能を呼び覚ましたり、あるいは他人の運命や苦悩に対する感覚を鈍らせ、あるいは無感覚な状態を増幅させる性質」のメディアを指している。(BPjM-Aktuell, 3/2004, S.11 参照)

³⁶ Malamuth, Check&Briere, 1986, in: Henner Ertel, Erotik u. Pornographie, München 1990, S.17f. (ここでは BPjM-Aktuell, 3/2004, S.10 に拠る。) 連邦審査機関の決定書は更にまた同主旨のフェシュバハの論文を引用し、こうした描写を含むものはその素材の性質を十分に認識している大人だけが接近できるように取り扱いを制限すべきであると主張していた。(Seymour Feshbach u. Neal Malamuth, in: Sex und Gewalt Psychologie heute, Heft 2, Februar 1979. ここでは BPjM-Aktuell, 3/2004, S.10 に拠る)

³⁷ 『魔人デヴィル』に先立ち、連邦審査機関はすでに 2002 年 12 月に『Vampire Master』(オリジナル日本語版は、『Vampire Master -ダーククリムゾン-』、うるし原智志・高瀬美恵著、講談社、第 1 卷 2000 年発行。日本では現在第 3 卷まで販売されている)を、性と暴力に関する表現の問題から未成年者有害リストに掲載していた。しかし、『魔人デヴィル』と同様に、この本もまた日本においては現在でも入手可能である。

³⁸ BPjM-Aktuell, 3/2004, S.9.